明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第二十三条の見出しを「（標準賞与額の決定）」に改め、同条第一項中「標準賞与の額を」を「標準賞与額を」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、当該加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

第二十三条第二項中「前条第十三項」を「前条第十四項」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第二十四条第一項中「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条」に改め、「及び平均標準給与額（次条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の二に規定する平均標準給与額をいう。）」を削り、同条第二項中「標準給与の日額」を「標準報酬日額」に改め、同条第三項を削る。

第二十五条の表以外の部分中「及び長期給付」を削り、「、第四十二条、第四十二条の二」を「及び第三項」に、「第五十条から第五十二条まで」を「第五十一条から第五十二条の三まで、第五十三条の六」に、「、第九十六条及び第九十七条第四項」を「並びに第九十四条」に、「、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二」を「並びに別表第一」に改め、「、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七条第一項」を削り、「、附則第十二条第一項」を「並びに附則第十二条第一項」に改め、「、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項」及び「あり、及び「連合会」と」を削り、「「標準報酬」とあるのは「標準給与」を「「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準報酬日額」に改め、「「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と」を削り、同条の表第四十一条第一項の項中「（長期給付にあつては、連合会。次項、第四十七条第一項、第四十八条、第九十五条、第百六条、第百十四条及び第百十八条において同じ。）」を削り、同表第四十七条第二項の項を削り、同表第五十二条の二の項中「第五十二条の二」を「第五十二条の四」に、「前二条」を「第五十一条及び第五十二条」に、「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条」に、「第四十二条第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十三条の三第二項	第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下この項において同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関
	又は健康保険法	若しくは健康保険法
	その保険医又は主治の医師	その学校法人等、保険医又は主治の医師

第二十五条の表第五十五条第一項第二号の項中「地方の組合」を「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改め、同表第五十五条第二項の項を次のように改める。

第五十五条第二項	運営規則	共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。次項及び第六十八条において同じ。）

第二十五条の表第六十六条第六項の項を削り、同表第六十九条の項を次のように改める。

第六十九条	、休業手当金、育児休業手当金又は介護休業手当金	又は休業手当金

第二十五条の表第七十三条の二第一項の項から第九十七条第一項の項までを削り、同表附則第十二条第五項の項中「の標準報酬」の下に「の月額」を加え、「の標準給与」を「の標準報酬月額」を「標準報酬月額」に改め、「標準期末手当等」の下に「の額」を加え、「標準賞与」を「標準賞与額」に改め、同表附則第十三条の十第六項の項を削る。

第二十五条の二の前の見出し並びに同条及び第二十五条の三を削る。

第六章の章名中「掛金」を「掛金等」に改める。

第二十七条の見出しを「（掛金等）」に改め、同条第一項中「掛金」の下に「及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「掛金は」を「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）は」に改め、同条第三項中「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

第二十八条第二項から第五項までの規定中「掛金」を「掛金等」に改める。

第二十九条の見出しを「（掛金等の納付義務及び報酬からの控除等）」に改め、同条第一項中「掛金等」に改め、同条第二項中「給与を」を「報酬を」に、「給与から」を「報酬から」に、「給与に」を「報酬に」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「標準賞与の額」を「標準賞与額及び厚生年金保険法による標準賞与額」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第四項中「給与」を「報酬」に改める。

第二十九条の二の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条中「掛金」を「掛金等」に、「すべて」を「全て」に改める。

第三十条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「掛金額」を「掛金等の額」に、「掛金完納」を「掛金等の完納」に改め、同条第四項中「掛金額」を「掛金等の額」に、「掛金は」を「掛金等は」に改め、同条第五項中「あたり、掛金額」を「当たり、掛金等の額」に改め、同条第六項中「掛金」を「掛金等」に改める。

第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条及び第三十四条第二項中「掛金」を「掛金等」に改める。

第三十六条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項（第一号及び第二号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等」に改め、「この法律」の下に「及び厚生年金保険法」を加え、同条第二項中「決定」の下に「、処分」を加え、「、診査又は処分」を「又は診査」に改める。

第三十八条中「係る組合」の下に「（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）」を加える。

第三十八条の三及び第三十九条を削る。

第三十八条の二の見出しを削り、同条を第三十九条とする。